

自営業・個人事業主における 健康保険の被扶養者認定について

制度上の基本原則、収入の算定基準、および申請時の留意点

ニデック健康保険組合

日付 2026年10月

自営業者は「国民健康保険への加入」が原則

制度の基本原則

自営業・個人事業主は、地域の国民健康保険または
職別国保組合への加入が制度上の基本となります。

【原則の根拠】

自営業者とは、特定の企業や組織に雇用される
ことなく、自己の責任と権限のもとで収入を得る
「経済的に自立した存在」であることを前提として
いるため。



他の者からの援助に依存しない独立性が前提

例外的な認定要件

極めて零細な規模であり、被保険者の生計維持支援が
不可欠な場合に限り、扶養認定審査対象となります。

【認定の要件】

事業実態・収入状況を厳格に審査し、被保険者
による継続的な生計維持支援が実証されること。



無条件に被扶養者へ認められるものではありません

認定対象外となる2つのケース

除外基準01

従業員（パート・アルバイト等）を雇用している場合

自営業収入が扶養基準額（年間130万円未満など）※の範囲内であっても、認定できません。

【理由】

雇用主として従業員への社会的責任を果たす立場にあり、自らが被扶養者として金銭的援助を受ける立場とは認められないため。



外注費や委託費であっても、特定の個人に対する実質的な給与と判断される場合は従業員の雇用とみなされます。

除外基準02

一次的な経営悪化・業況変動による減収の場合

単年度のための業績低迷や一時的な売上減少による場合は、認定できません。

【理由】

健康保険の扶養認定は「恒常的・継続的な生計維持関係」を判定する制度であり、一時的な事業リスクの補填を目的としていないため。



廃業や事業縮小による売上減少の場合はご相談ください。

※扶養基準額：対象者が19歳以上23歳未満（配偶者は除く）の場合は、150万円未満、60歳以上または障害年金の受給要件に該当する場合は180万円未満

扶養判定における「年間総収入」の考え方

自営業収入の基本算出式（所得税法の「所得」とは異なります）

事業売上高
総売上（収入）

—

控除対象経費
売上原価＋直接的必要経費

=

健保上の算定額
自営業収入判定額



【重要】 自営業収入以外の「恒常的収入」がある場合の合算ルール

自営業収入とは別に、**給与収入・公的年金・恩給・不動産収入等の恒常的な収入**がある場合は、各種控除前の「総額（額面）」を自営業収入に加算して総収入を判定します。

給与収入

給与所得控除前の支給総額（交通費等を含む）

公的年金等

公的年金等控除前の受給年額（遺族・障害年金含）

「直接的必要経費」として認められる経費・認められない経費

税法における特別控除や青色申告等の基礎控除は、実際の経費ではないため、直接的必要経費として認められません。特に自宅で行っている場合の賃貸料、水道光熱費、通信料などの経費は、事業所負担分と自宅負担分が明確である書類を提出し、第三者から見ても判断できる場合に限りです。



認められる経費（売上に直結する費用）

※その費用がなければ事業収入を得ることが不可能な直接経費

売上原価・仕入高：商品の仕入れ代金、原材料費

直接消耗品費：製品製造や役務提供に不可欠な消耗資材

荷造運賃・発送費：商品の出荷・納品に直接要した実費

製造・加工外注費：売上案件に直接紐づく外注加工費用



認められない経費（税務上のみ控除可能な費用等）

※税法上の経費であっても健保の認定審査では控除不可

減価償却費：現金の直接支払を伴わない費用

租税公課・各種引当金：固定資産・自動車税、引当積立金など

接待交際費・福利厚生費：売上発生との直接関連が薄い費用

青色申告特別控除・専従者給与：税法上の制度的控除

被扶養者認定申請における提出書類



* 必ず提出

確定申告書一式

直近年度の
確定申告書B（第一表・第二表）

写しをご提出ください



* 必ず提出

収支明細・決算書など

- ・青色申告決算書、または
収支内訳書（白色）
- ・経費の内訳および売上原価の
明細が確認できるもの

経費科目の内訳をご提出ください



* 必要に応じて提出

直近の帳簿・売上台帳

確定申告以降の最新売上台帳、
総勘定元帳、請求書・領収書等
の帳簿書類（直近数か月分）

現時点の事業実態確認用として
ご提出ください



* 必要に応じて提出

その他

- ・賃貸借契約書
- ・公共料金、通信費の請求明細
- ・経費按分計算書など

※その他、農業所得、不動産所得がある場合は、別途ご相談ください。

自宅住所と事業所所在地が同一の場合の確認



明確な費用按分の証明が必要です

自宅住所と事業所所在地が同一（自宅兼事務所等）の場合は、**「事業所負担分」と「自宅（生活）負担分」を明確に区別できる証憑書類や合理的根拠となる資料**をご提出いただきます。

【審査における判断】

家賃や水道光熱費・通信費等は生活費との混同が生じやすいため、明確な区分証明がない費用は直接的必要経費として認めることができません。



明確な按分基準（面積比・使用時間比など）の提示が必須となります

追加提出いただく証憑・資料の例

賃貸借契約書・間取り図

事業専用スペースの面積割合（床面積比）を確認

公共料金・通信費の請求明細

事業専用回線の契約書または合理的比率の根拠

経費按分計算書など（任意様式）

各経費の按分割合およびその算定根拠を明記した書面



上記書類にて、実態確認のうえ審査を行います



ご不明な点は申請前にご相談ください

自営業者の被扶養者認定は、業種・事業規模・契約実態によって審査基準が個別具体的に異なります。
書類不備や認識相違を防ぐため、事前の確認・ご相談を推奨いたします。

ニデック健保事務処理センター

TEL:0120-162-100
(平日9:00~17:30)

※1回目のアナウンスで「1」を
2回目のアナウンスで「3」を選択してください。

ニデック健康保険組合

e-mail : NIDEC-KENPO@nidec.com